

東京都北区議会

平成 20 年第 1 回定例会で可決した意見書・決議

- 身近な地域で安心して出産ができる助産所の存続を求める意見書
- 地デジ放送の受信対策の推進を求める意見書
- 中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書
- 輸入食品の安全確保に関する意見書
- 薬剤および医療材料価格の適正化など医薬行政の改善を求める意見書
- 労働者派遣法の改正を求める意見書
- 独立行政法人国立印刷局東京病院の機能存続に関する決議

身近な地域で安心して出産ができる助産所の存続を求める意見書

二〇〇七年四月、改正医療法第十九条が施行され、助産所の開設者が嘱託する医師と病院または診療所を定める規定が強化された。改正は、出産の異常時や救急時などにおける母子の安全を確保することが趣旨だが、現実には、産科医師、地域の産科病院や診療所が不足するなか、助産所が嘱託する医師や病院を個人で確保することは極めて困難である。問題は、本来機能すべき地域の医療体制、助産師を包含した周産期医療ネットワークの整備や妊産婦・新生児の救急搬送体制が整っていないことにある。このような状況では助産所は新たな開業はもとより、現在開業している助産所の存続さえ困難になる。

出産の八割は正常分娩であり、助産師が正常分娩を担えることは、日本の母子保健の歴史、および助産師を十分に活用しているオランダ、ニュージーランド、英国などで証明されている。現在、出産は病院や診療所が主流となっているが、助産所は妊産婦に寄り添った出産のみならず、その後の子育て支援を行うなど、重要な役割を果たしている。身近な地域において、安心して出産できる助産所を失うことは、女性にとっても社会にとっても大きな損失であり、政府も各所管に弾力的な指導をしているところである。

よって、本区議会は国会及び政府に対し、全国の助産所が閉鎖の危機に瀕している緊急事態、および産科医師、助産師、産科病院・診療所・助産所が不足している現状に鑑み、左記事項について要望するものである。

記

- 一、改正「医療法」第十九条の施行については、弾力的な運用を一層図ること。
- 二、参議院厚生労働委員会の附帯決議（二〇〇六年六月十三日）に基づき、国および地方自治体が、責任をもって助産所の嘱託医・嘱託医療機関を確保すること。
- 三、国は、各都道府県の総合周産期母子医療センター、各地域の中核病院や公的医療機関が助産所や診療所からの救急搬送を円滑に受け入れられるよう、適宜適切な支援を講ずること。
- 四、国は、各都道府県における助産師養成枠の増加と、質の高い助産師教育を促進すること。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十年三月二十一日

東京都北区議会議長 永沼正光

衆議院議長	河野洋平 殿
参議院議長	江田五月 殿
内閣総理大臣	福田康夫 殿
厚生労働大臣	舛添要一 殿

地デジ放送の受信対策の推進を求める意見書

地上デジタルテレビジョン放送は、既に一昨年全都道府県・全放送事業者の親局において放送が開始され、政府においても「デジタル放送推進のための行動計画（第八次）」を策定、アナログ放送終了期限の平成二十三年七月までの最終段階の取り組みが行われている。七次にわたる関係者の行動計画により、普及計画の目標に沿って進んでいるものの、残された期間においては放送事業者側及び視聴者側ともに多くの課題が指摘されている。今後三年間でデジタルテレビ放送の受信に未対応の世帯も含め、完全移行のため普及世帯や普及台数を確保することは難事業と考える。

とりわけ、デジタル放送への移行に伴う視聴者の負担問題については、経済弱者への支援策が求められており、また、視聴者のデジタル受信器購入やアンテナ工事、共聴施設の改修等具体的行動について、理解を深め、支援する方策が求められる。

よって、本区議会は政府に対し、平成二十年度予算案に計上された地上デジタル放送関係予算の着実な執行と併せ、左記事項について、政府を挙げた取り組みをするよう強く求める。

記

- 一、視聴者側の受信環境整備に伴う負担軽減のための方策を強力に進めること。また、経済的弱者への支援策について、早急に内容を検討・決定すること。
- 二、今後、地デジ放送に関する相談が飛躍的に増加することが見込まれるため、「地域相談・対策センター」を各都道府県毎に整備し、アウトリーチのサービス体制を整備すること。
- 三、デジタル中継局整備や辺地共聴施設整備について、地方自治体の過度の負担とならないよう放送事業者等との調整を図るとともに、自治体負担の場合の支援策について新設も含め拡充すること。
- 四、都市受信障害については、各地域の実情を把握の上、良好な受信環境の整備を図り、情報格差が生じないように努めること。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十年三月二十一日

東京都北区議会議長 永 沼 正 光

内閣総理大臣 福 田 康 夫 殿

総務大臣 増 田 寛 也 殿

中小企業底上げ対策の一層強化を求める意見書

中小企業を取り巻く経営環境は厳しいものがある。原油・原材料の高騰がオイルショック以来の記録的な価格となる一方で、親事業者への納入価格・公共事業体の落札価格は低迷を続けるなど、「下請けいじめ」「低価格入札」が横行し中小企業はいまや危機的状況にあるといっても過言ではない。

こうした状況に鑑み、昨年十二月、福田総理は「原油高騰・下請け中小企業に関する緊急対策関係閣僚会議」を二回開催し、関係省庁に対して、原油高騰の影響を受ける中小企業に所要の緊急対策を指示したところである。

深刻な影響を蒙る中小企業に対して、政府がとった一連の措置については一定の評価をするものの、今回の緊急措置が場当たりの対策に終始しないよう、今後は、中小企業における金融支援策の強化や経営指導を効果的に行う相談窓口体制の構築など、中小企業底上げに対して一段と踏み込んだ対策を講じることが必要である。

よって、本区議会は政府に対し、わが国企業の九十九%を占め日本経済を下支えする中小企業が健全な経営環境を取り戻し、地域経済の発展に寄与するため、中小企業底上げ対策の一層強化をはかるよう、左記事項について強く要望する。

記

一、中小企業再生支援法制の強化とともに、予約保証制度の導入、売掛債権の早期現金化など中小企業資金繰り円滑化の周知を図ること

二、原油高を受け価格転嫁ができず苦しむ中小企業が安心して相談できる窓口の整備をす
る

三、公正な取引を実現するため、下請代金支払遅延等防止法を厳格に運用すること

四、下請適正取引のためのガイドラインの周知徹底を行うこと

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十年三月二十一日

東京都北区議会議長 永 沼 正 光

内閣総理大臣 福 田 康 夫 殿
経済産業大臣 甘 利 明 殿

輸入食品の安全確保に関する意見書

中国製冷凍ギョーザによる中毒事件発生により、輸入食品に対する国民の信頼が根底から揺らいでいる。

現在、わが国の食料の輸入依存度は六割をこし、食品輸入件数は一九九〇年の六十七万九千件であったものが、二〇〇六年で百八十五万九千件と、三倍近くになっている。

一方、現在の輸入食品の検査体制が極めて不十分な実情から、人員体制の強化を早急に図らなければならない。

また、現在の輸入食品のモニタリング検査は検査結果が出る前の流通を認めているため、食品汚染を発見しても、食卓へ届いた後という事態となっている。

よって、本区議会は政府に対し、輸入食品の安全性が確保されるよう、生産過程のチェックや食品衛生法の運用強化、及び輸入食品の検査率の引き上げや人的体制を含め、輸入時の検査体制を抜本的に強化するよう求めるものである。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十年三月二十一日

東京都北区議会議長 永沼正光

内閣総理大臣 福田康夫 殿
厚生労働大臣 舛添要一 殿

薬剤および医療材料価格の適正化など医薬行政の改善を求める意見書

人口の高齢化や医学・医療の進歩、新技術の導入、および疾病構造の変化など、医療費の増嵩にはいわゆる「自然増」の側面があり、わが国の医療費は三十二兆円を超えた。政府は後期高齢者医療制度の導入など、医療費の縮減を求めている。

医療費三十二兆円の内、約七兆円が薬剤費に約二兆円が医療材料費で占められている。このように医療費の三分の一弱を占める薬剤・医療材料にもかかわらず、現状の医薬行政は十分に効果を上げていない状況と言われている。

とりわけ薬剤の例を見れば、内外価格差などの是正に向けた改善が必要である。

この間政府は、医薬分業の推奨や薬価差益縮小のための薬価の改定と財政的措置を行ってきたはいるが、医療費縮減の効果を上げるまでには残念ながら至っていない。

よって、本区議会は政府に対し、製薬企業など関連業界への指導強化を含め、薬剤や医療材料価格の内外価格差の解消、後発医薬品の推奨など、医薬行政の一層の改善を強く求めるものである。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十年三月二十一日

東京都北区議会議長 永沼正光

内閣総理大臣

福田康夫 殿

厚生労働大臣

舩添要一 殿

経済産業大臣

甘利明 殿

労働者派遣法の改正を求める意見書

今日、人間としての最低限の生活も保障されない「ワーキングプア」といわれる世帯が、六百五十万世帯に達していると指摘され、日本社会の貧困と格差の是正は喫緊の課題となっている。

こうした貧困と格差の背景には、雇用や労働環境の悪化が指摘されている。なかでも労働者派遣法の規制緩和により、派遣労働者は三百二十一万人に達し、一九九九年に派遣対象業務を原則自由化して以降の八年間で、三倍に急増している。

その圧倒的多数は、仕事がある時のみ雇用される「登録型派遣」や「日雇い派遣」労働者であり、きわめて不安定な雇用と低賃金のもとにおかれ、疾病や事故に対する備えがない、結婚や子育て、将来への見通しが持てない等の困難な状況にある。

二重派遣の違法を認めたグッドウィルの摘発はその顕著な例であり、このような状況を打開するのは政治の責任である。

よって、本区議会は政府に対し、労働者派遣法を一九九九年以前に戻すと共に、登録型派遣の禁止や均等待遇、派遣先企業の雇用責任の強化など、労働者派遣法の改正を行うよう求めるものである。

右、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十年三月二十一日

東京都北区議会議長 永 沼 正 光

内閣総理大臣	福 田 康 夫 殿
厚生労働大臣	舩 添 要 一 殿

独立行政法人国立印刷局東京病院の機能存続に関する決議

独立行政法人国立印刷局東京病院は、平成十九年十二月二十四日の閣議決定「独立行政法人整理合理化計画」において、「次期中期目標期間中に他の医療機関等への移譲に向けて取り組むこととする。」とされた。

同病院は、昭和六十二年に地域に開放されて以来、十科の診療科目と百三十二床の病床数のもとに、平成十三年に建て替えを行い、最新鋭の医療設備を整備して、幅広い医療を行ってきた。

また同病院一帯は、災害時二万人程度の人々が避難することが想定されることから、救援救命活動が期待されているところである。

こうしたことから、すでに平成十七年第三回定例会において、同病院の診療科目、病床数などの病院機能を存続させることを求める陳情が提出され、区議会は全会一致採択し、国立印刷局宛に要望書を提出したところである。

北区ではその後、東十条病院の閉鎖・廃院等によって病床数の縮小がすすんでいることは、遺憾の極みである。

同病院は現在、滝野川消防署管内で唯一の救急告示病院となっており、少子高齢社会が加速する中、同病院によせる地域の期待はますます大きくなっている。

よって、本区議会は関係諸機関が協力して同病院の診療科目、病床数、救急告示病院としての役割を、引き続き維持してゆくことを強く求めるものである。

右、決議する。

平成二十年三月二十一日

東京都北区議会